

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 22 日

京都地方裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 阿 南 愛 香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 6 日から 令和 8 年 8 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 20 日 午前 9 時 30 分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 3 日 午後 1 時 00 分 場 所 京都地方裁判所第 5 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 22 日から当庁 2 階の物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 850, 000 7, 080, 000	一括	1, 770, 000	45, 925	13, 983
1	3, 170, 000				
2	5, 680, 000				



物 件 目 録

1 所 在 八幡市美濃山幸水

地 番 25番8

地 目 宅地

地 積 148.00平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 八幡市美濃山幸水 25番地8

家屋 番号 25番8

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 52.29平方メートル

2階 36.45平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約56.29平方メートル

2階 36.45平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 店舗

構 造 木造金属板ぶき平家建

床 面 積 約19.15平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 3日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 阿 南 愛 香

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 八幡市美濃山幸水

地 番 25番8

地 目 宅地

地 積 148.00平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 八幡市美濃山幸水 25番地8

家屋 番号 25番8

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 52.29平方メートル

2階 36.45平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約56.29平方メートル

2階 36.45平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 店舗

構 造 木造金属板ぶき平家建

床 面 積 約19.15平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和8年(ケ)第34号

(物件1、2)

令和8年3月 9日受理

令和8年4月20日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 寺 雅 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 八幡市美濃山幸水

地 番 25番8

地 目 宅地

地 積 148.00平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 八幡市美濃山幸水 25番地8

家屋 番号 25番8

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 52.29平方メートル

2階 36.45平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路() ☐ ()		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階 約56.29㎡		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類: 店舗 構造: 木造金属板葺平家建 床面積: 約19.15㎡		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本建物を居宅・店舗(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

その他の事項

- 1 物件1の土地は、北側で建築基準法上の道路（市道）に接面している。また、物件1の土地は北西側で建築基準法上の道路（市道）に接面している。
- 2 物件1の土地の北東側と北西側に物置（動産）が設置されている。
- 3 物件2の建物の1階の廊下約4㎡は増築部分である。
- 4 物件2の建物の南側エコキュート設置辺りに下屋が設けられている。
- 5 物件2の建物はオール電化されているが、ガス管も存在する。
- 6 物件2の建物の北側に未登記附属建物店舗が存在する。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
共有者B	本件建物は空き家です。誰にも貸していません。 未登記附属建物は、店舗で薬局でした。

(執行官の意見用)

執行官の意見

- 1 物件2の建物は、共有者らが居宅・店舗（空き家）とし占有していることが認められる。
- 2 上記関係人の陳述および本件物件の立入調査時の状況等から、2ページのとおりに認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月11日 14:10-14:20	物件所在地	外部調査、写真撮影、照会書玄関格子に差置き
8年4月8日 10:30-10:50	物件所在地	共有者Bと面談、立入調査、写真撮影
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

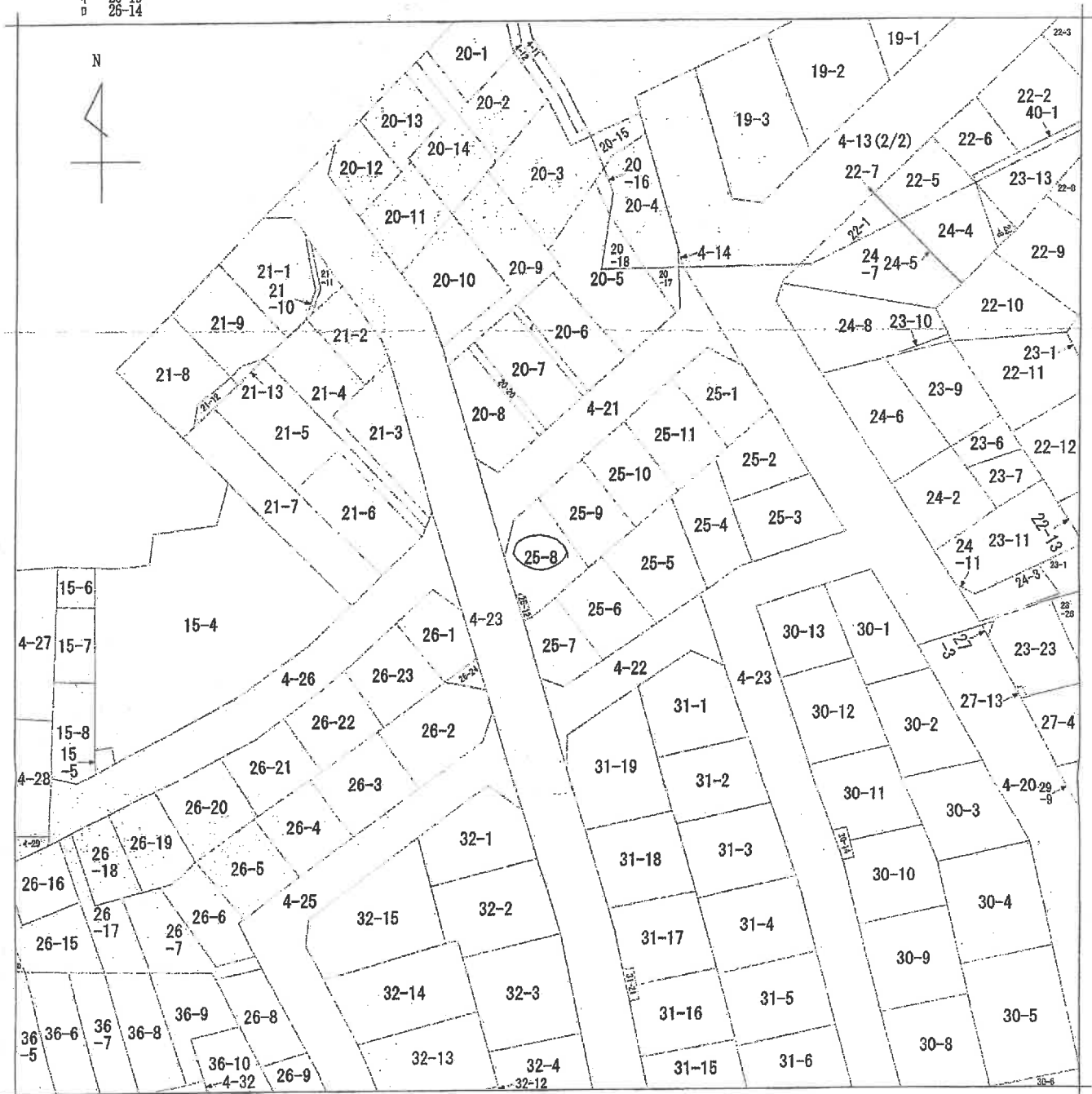
☒ 令和8年4月8日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人・解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、開錠技術者に解錠させて、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 20-19
ロ 25-14

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在				八幡市美濃山幸水		地 番		25番8	
出力縮尺	縮尺不明		精度区分	座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月5日

京都地方法務局宇治支局

地図整理番号：M17721

登記官

(1/1)

登記年月日：昭和61年9月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月5日 京都府地方税局宇治支局

登記官

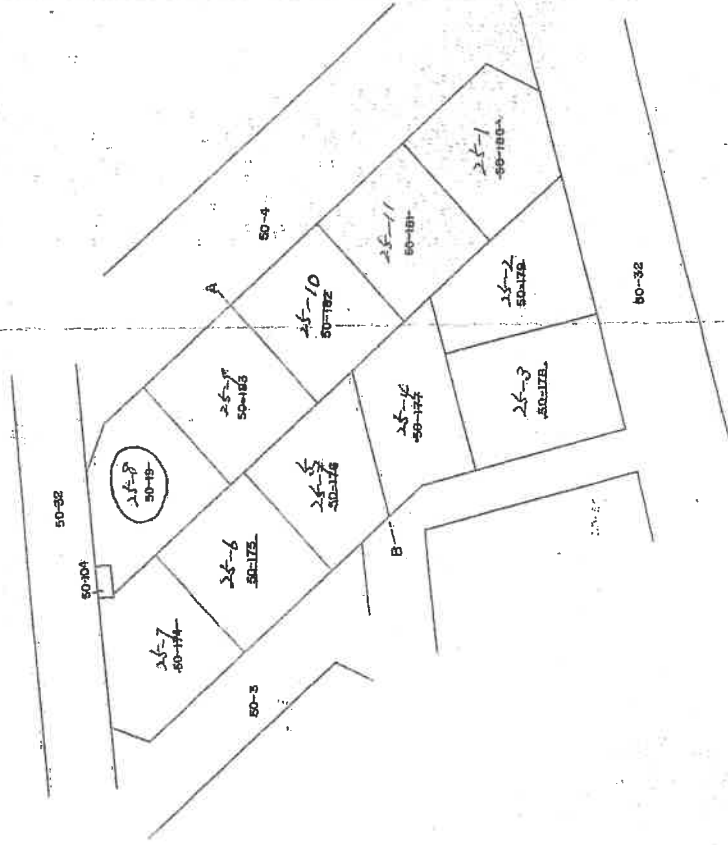
地図整理番号：M17722

(1/5)

0408043
土地所在図

地番 25-19-50-17A-50-185

土地の所在 八幡市美濃山西ノローダ



(タテヨリ図)

作製者

61年8月28日作製

申請人

縮尺 1/500

A4判に縮小

登記年月日：昭和61年9月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月5日 京都府方法務局 宇治支局

登記官

地図整理番号：M17722

(2/5)

作製者

1年8月28日(作製)

申請人

R 1/250

地積測量図

0408052

地番

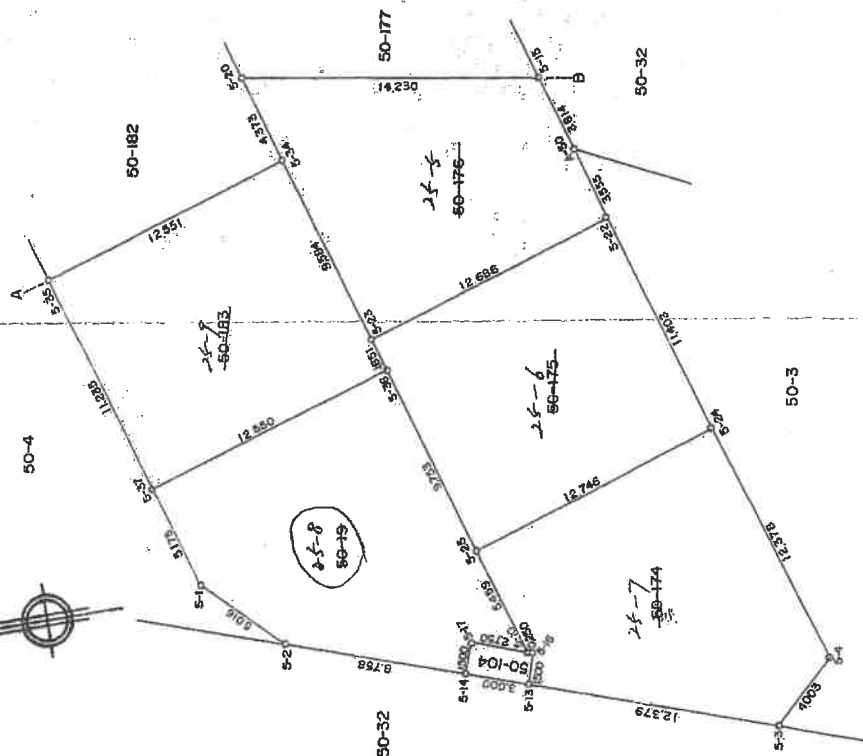
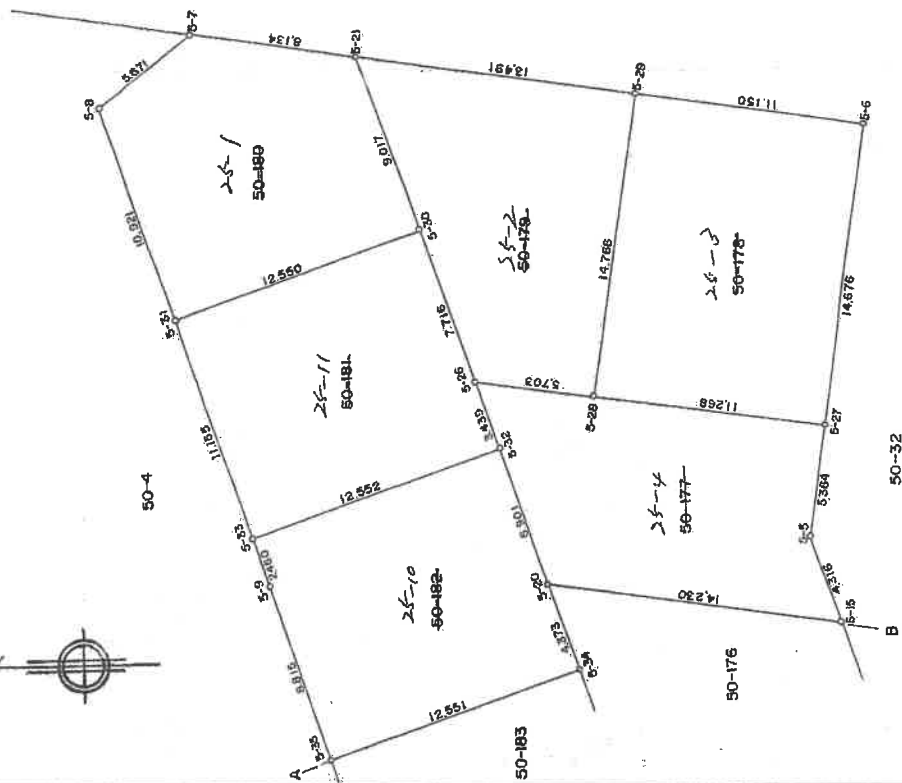
50-19、50-174、
50-183

土地の所在 八幡市美濃山西ノ母ノ

50-19、50-174、50-183

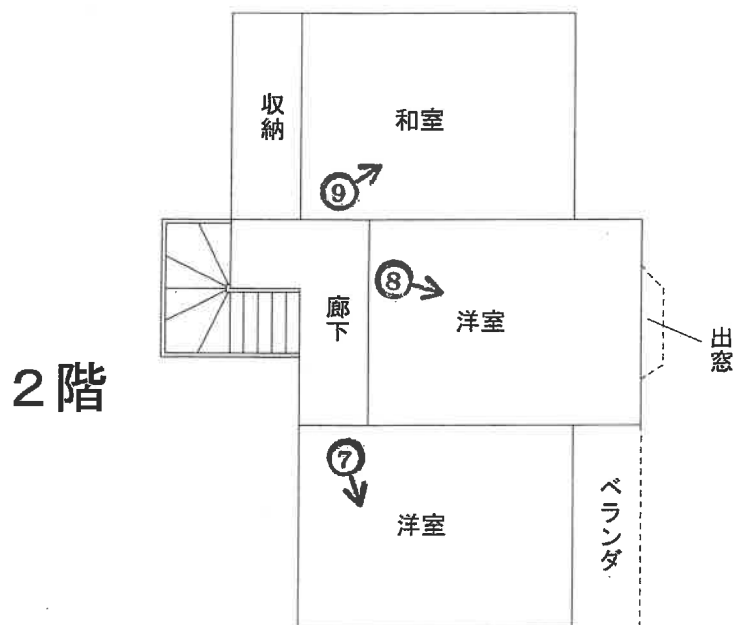
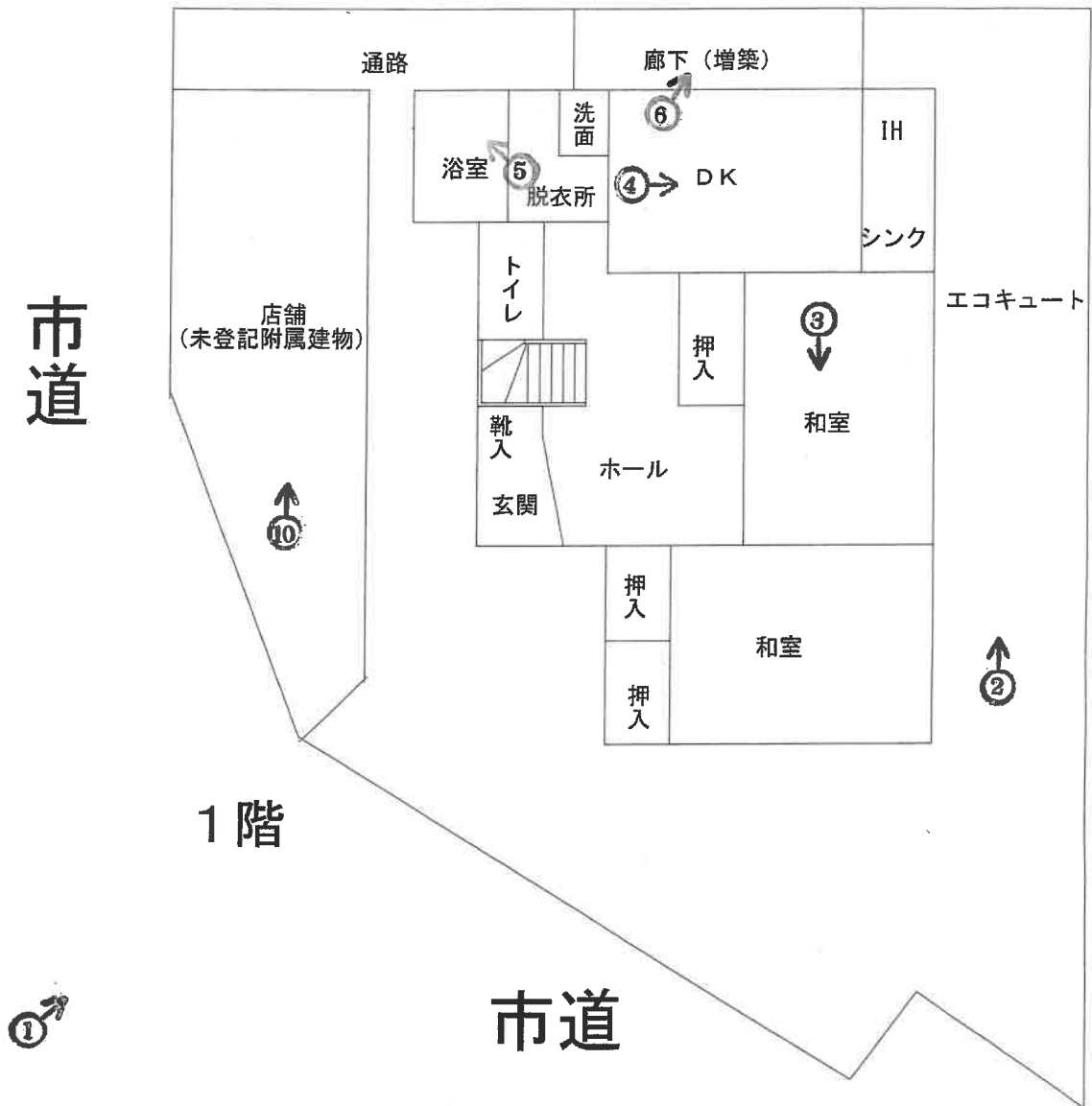
25-1、25-11

1/4

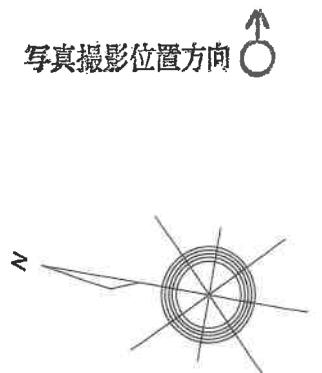


A4判に縮小

土地建物位置関係図/建物見取図



写真撮影位置方向



物件2



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10

令和 8 年（ケ）第 34 号

令和 8 年 4 月 8 日 現地調査
令和 8 年 4 月 10 日 評価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

綿 越 浩

第1 評価額

一括価格			
金		8,850,000	円
内訳価格			
物件1（土地）	金	3,170,000	円
物件2（建物）	金	5,680,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	床面積以外は、「同 左」 (1階増築約4㎡あり) 1階 約 56.29 ㎡ 2階 36.45 ㎡ 延床面積 約 92.74 ㎡
番号	特 記 事 項		
2	物件1の地上には、以下の未登記建物がある。 当該建物は、物件2の附属建物と判定した。 所在:八幡市美濃山幸水25番地8 種類:店舗 構造:木造金属板ぶき平家建 床面積:19.15㎡(課税床面積)		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位 置 ・ 交 通	JR片町線「松井山手」駅の北西方・道路距離約 3.4 km 最寄バス停「摂南大学北口」の北東方・約 400m (徒歩 約 5分) (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中規模住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50 % 80 % なし 第1種高度地区(最高高さ10m)
画 地 条 件	間口 約10.2 m、奥行約 12.5 mの 不整形地 第 4 図のとおり	
接面道路の状況	北 側幅員 約 10 mの 市道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 1号道路) 北西側は幅員約6.5mの市道(建築基準法上の道路)に等高に接する。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガス配管: あり (但し、オール電化である。) 下 水 道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	物件1の敷地内南東付近にエコキュートが設置されている。 物件2附属建物北東側及び物件2主たる建物の北東側(増築部分の北西側)には、通路(市道境界付近及び北東側隣接地境界付近に壁があり、簡易な天井も設置されている。)が設けられているが、当該部分は物件2及び物件2附属建物の床面積には含んでいない。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和62年7月21日 新築 経 過 年 数 ： 約 39 年 経済的残存耐用年数： 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：瓦葺 外 壁：モルタル等 内 壁：クロス、砂壁等 天 井：クロス、板等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水設備、ガス(但し、調査時点ではオール電化である。) そ の 他：特になし
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り：（付属資料「建物見取図」参照）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築確認の有無を調査したが、見当たらなかった。 物件2(建物)について、非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベストの詳細については専門調査機関による分析調査を要する。

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	附属建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和62年7月頃 新築 経 過 年 数 ： 約39年 経済的残存耐用年数： 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 ： 木造平家建 屋 根 ： 金属板ぶき 外 壁 ： 吹付等 内 壁 ： クロス等 天 井 ： ボード等 床 ： フローリング等 設 備 ： 電気設備 そ の 他 ： 特になし
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 店舗 間 取 り： (付属資料「建物見取図」参照)
品 等	やや劣る
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築時期は立会者及び八幡市税務課から聴取した。 調査時点では空店舗である。 その他は、主である建物の特記事項を参照。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	88,700	1.01	148.00	0.9	11,930,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 八幡 -7

公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $83,300 \times 101/100 \times 100/102 \times 100/93 = 88,700$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位等 (1.02)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/98 \times 100/100 \times 100/95 \times 100/100 = 100/93$

イ 個別格差 : 方位等 (1.01)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	270,000	92.74	0.05	1,250,000
附属	135,000	19.15	0.05	130,000
計				1,380,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率 0.05 と査定する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	11,930,000	60%	法定地上権	7,160,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	11,930,000	-7,160,000		95%	70%	3,170,000
2	1,380,000	+7,160,000	100%	95%	70%	5,680,000
一 括 価 格 (合計)						8,850,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域に存する店舗(附属建物)と住宅であり、店舗部分の需要が低いこと等を考量した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (八幡-7)
- 所 在 : 八幡市美濃山幸水9番15外
- 価 格 : 83,300 円/㎡
- 位 置 : 京阪本線「樟葉」駅の 南東 方、道路距離約 3.9 km
- 価 格 時 点 : 令和8年1月1日
- 地 積 : 130 ㎡
- 供給処理施設 : 水道、ガス、下水あり
- 接 面 街 路 : 南西方 6.3 m 市道
- 用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域 (建蔽率 50 %、容積率 80 %)

地 域 の 概 要 : 中規模分譲住宅が多い区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

物件1(土地): 8,286,520 円

物件2(建物): 1,627,714 円

物件2(附属建物): 271,664 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- 1 所 在 八幡市美濃山幸水
地 番 25番8
地 目 宅地
地 積 148.00平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 八幡市美濃山幸水 25番地8
家屋 番号 25番8
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 52.29平方メートル
2階 36.45平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



第1図 目的物件の位置図

地理院地図
GS Maps



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用

地理院地図
GS Maps

